

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p><u>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</u></p> <p>IV－3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV－3－3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>IV－3－3－4 業務執行態勢</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（新設）</p>	<p><u>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</u></p> <p>IV－3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV－3－3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>IV－3－3－4 業務執行態勢</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p><u>（3）電子取引基盤運営業務に係る留意事項</u></p> <p><u>金融商品取引業者等が、金商業等府令第1条第4項第16号に定める電子取引基盤運営業務を行う場合については、第一種金融商品取引業者として法令遵守の徹底を求めるとともに、店頭デリバティブ取引の公正性・透明性確保の観点から、以下の点に留意して監督するものとする。</u></p> <p>① <u>電子取引基盤運営業者（電子取引基盤運営業務を行う第一種金融商品取引業者をいう。以下同じ。）が、電子取引基盤の板上において、売付け及び買付けの気配等を正確に公表するための態勢・システムが確保されているか。また、顧客の間の交渉に基づき取引価格を決定する場合に、当事者から提示された売付け又は買付けの気配を正確かつ迅速に相手方当事者に伝達するための態勢・システムが確保されているか。</u></p> <p>② <u>電子取引基盤を使用して成立した店頭デリバティブ取引の概要について、電子取引基盤運営業者が、法令に従い、正確かつ適時に公表するための態勢・システムが確保されているか。</u></p> <p><u>特に、当該公表業務（成立した取引の公表業務）を外部委託している</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>(3) 監督手法・対応 (略)</p> <p>IV-4 諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-4-1 登録</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 業務の内容及び方法を記載した書類 個人向けの通貨関連店頭デリバティブ取引及び有価証券関連店頭デリバティブ取引を取扱う場合は、業務の内容及び方法を記載した書類において、業として行うデリバティブ取引の種類欄にその旨が明確に記載されていることを確認するものとする。</p>	<p><u>場合、委託先は、公表に際して電子取引基盤運業者（委託元）のために公表していることを明らかにしているか。また、電子取引基盤運業者（委託元）は、公表が法令に従い正確かつ適時に行われるよう、外部委託先の選定・モニタリング等を社内規則等に基づき、適切に行っているか。</u></p> <p>(4) 監督手法・対応 (略)</p> <p>IV-4 諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-4-1 登録</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 業務の内容及び方法を記載した書類</p> <p>① 個人向けの通貨関連店頭デリバティブ取引及び有価証券関連店頭デリバティブ取引を取扱う場合は、業務の内容及び方法を記載した書類において、業として行うデリバティブ取引の種類欄にその旨が明確に記載されていることを確認するものとする。</p> <p>② <u>電子取引基盤運業者が、金商法第40条の7第2項に基づく公表に関し、公表業務を外部委託する場合には、金商業等府令第8条第6号ト(8)「法第四十条の七第二項に基づく公表を行う方法」において、その旨及び外部委託先が記載されていることを確認するものとする。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
(4) ~ (6) (略)	(4) ~ (6) (略)

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p><u>VII. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）</u></p> <p>VII-1 業務の適切性（登録金融機関）</p> <p>登録金融機関の業務の適切性については、III-2（III-2-3-4（2）、III-2-6（1）②及び④、III-2-8（3）並びにIII-2-9を除く。）、IV-1-3、IV-3-1（IV-3-1-2（1）、IV-3-1-4（4）及びIV-3-1-5を除く。）、IV-3-3（IV-3-3-1（1）から（3）まで、IV-3-3-2（4）③から⑧まで、<u>IV-3-3-4</u>及びIV-3-3-5を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りでない。）、VI-2及びVII-2に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、金融商品仲介業務については、IV-3-1-2（6）③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</p>	<p><u>VII. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）</u></p> <p>VII-1 業務の適切性（登録金融機関）</p> <p>登録金融機関の業務の適切性については、III-2（III-2-3-4（2）、III-2-6（1）②及び④、III-2-8（3）並びにIII-2-9を除く。）、IV-1-3、IV-3-1（IV-3-1-2（1）、IV-3-1-4（4）及びIV-3-1-5を除く。）、IV-3-3（IV-3-3-1（1）から（3）まで、IV-3-3-2（4）③から⑧まで、<u>IV-3-3-4（1）及び（2）並びにIV-3-3-5</u>を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りでない。）、VI-2及びVII-2に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、金融商品仲介業務については、IV-3-1-2（6）③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p><u>X. 監督上の評価項目と諸手続（外国証券業者）</u></p> <p>（新設）</p> <p><u>X-2 業務の適切性（取引所取引許可業者）</u></p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 事故等に対する監督上の対応 事故等（金商業等府令第 223 条第 10 号に規定する法令等に反する行為をいう。以下同じ。）に対する監督上の対応については、以下のとおり取り扱うこととする。 ①・② （略）</p> <p>（3） （略）</p> <p>（新設）</p>	<p><u>X. 監督上の評価項目と諸手続（外国証券業者等）</u></p> <p><u>X-2 業務の適切性</u></p> <p><u>X-2-1 業務の適切性（取引所取引許可業者）</u></p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 事故等に対する監督上の対応 事故等（金商業等府令第 223 条第 10 号に規定する法令等に反する行為をいう。（2）において同じ。）に対する監督上の対応については、以下のとおり取り扱うこととする。 ①・② （略）</p> <p>（3） （略）</p> <p><u>X-2-2 業務の適切性（電子店頭デリバティブ取引等許可業者）</u></p> <p><u>（1） 外国の法令に準拠し、外国において店頭デリバティブ取引等を業として行う者であって、当局の許可を得て電子店頭デリバティブ取引等業務（金商法第 60 条の 14 第 1 項に規定する業務をいう。以下同じ。）を行うもの（以下「電子店頭デリバティブ取引等許可業者」という。）の業務の適切性については、Ⅲ-2-1（（1）⑤を除く。）、Ⅲ-2-4、Ⅲ-2-5（Ⅲ-2-5-2 及びⅢ-2-5-3 を除く。）、Ⅲ-2-6、Ⅲ-2-7、Ⅲ-2-8、Ⅲ-2-9、Ⅲ-2-11、Ⅳ-3-1-1、Ⅳ-3-1-5、Ⅳ</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p>— 3 — 1 — 6、IV— 3 — 3 — 4（3）に準じて検証することとする。なお、<u>電子店頭デリバティブ取引等許可業者は、基本的に海外当局の監督下にあることを踏まえ、実質的に国内で求められるものと同等の業務運営がなされていると認められる場合には、具体的な業務運営の方法は問わないことに留意する。</u></p> <p><u>（2）事故等に対する監督上の対応</u></p> <p><u>事故等（金商業等府令第 232 条の 8 第 10 号に規定する法令等に反する行為をいう。（2）において同じ。）に対する監督上の対応については、以下のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p>① <u>電子店頭デリバティブ取引等許可業者から事故等にかかる届出書の提出があった場合は、以下の点を確認するものとする。</u></p> <p>イ. <u>コンプライアンス規程等に則り内部管理部門・内部監査部門への迅速な報告及び取締役会等への報告を行っているか。</u></p> <p>ロ. <u>事故の発生部署とは独立した部署（内部監査部門等）において事故の調査・解明を実施しているか。</u></p> <p>② <u>事故等と、電子店頭デリバティブ取引等許可業者の業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証を行うこととする。</u></p> <p>イ. <u>当該事故等への役員の関与はないか、組織的な関与はないか。</u></p> <p>ロ. <u>当該事故等の内容が我が国金融商品市場にどのような影響を与えるか。</u></p> <p>ハ. <u>内部牽制機能が適切に発揮されているか。</u></p> <p>ニ. <u>再発防止のための改善策の策定や自浄機能が十分か、責任の所在が明確化されているか。</u></p> <p>ホ. <u>当該事故等の発覚後の対応が適切か。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p data-bbox="112 938 616 970"><u>X-3 諸手続（取引所取引許可業者）</u></p> <p data-bbox="112 1034 212 1066">（新設）</p> <p data-bbox="112 1129 336 1161"><u>X-3-1 許可</u></p> <p data-bbox="145 1177 1097 1257">金商法第 60 条の 2 の規定に基づく許可申請書の取扱い等にあたっては、Ⅲ-3-1 に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p data-bbox="112 1321 380 1353">（1）・（2） （略）</p>	<p data-bbox="1131 268 1411 300"><u>（3） 監督手法・対応</u></p> <p data-bbox="1176 316 2116 874"><u>日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された電子店頭デリバティブ取引等許可業者の業務上・財務上の課題については、国内における代表者を通じること等による深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第 60 条の 14 第 2 項において準用する同法第 60 条の 11 の規定に基づく報告を求めることを通じて、電子店頭デリバティブ取引等許可業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、日頃より、情報交換の取決めを締結している海外当局との情報交換等を積極的に行うことを通じ、電子店頭デリバティブ取引等許可業者の課題の早期把握・解消に努めるものとする。なお、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第 60 条の 14 第 2 項において準用する同法第 60 条の 8 第 1 項の規定に基づく業務改善命令や業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</u></p> <p data-bbox="1120 938 1332 970"><u>X-3 諸手続</u></p> <p data-bbox="1120 1034 1680 1066"><u>X-3-1 諸手続（取引所取引許可業者）</u></p> <p data-bbox="1120 1129 1411 1161"><u>X-3-1-1 許可</u></p> <p data-bbox="1153 1177 2105 1257">金商法第 60 条の 2 の規定に基づく許可申請書の取扱い等にあたっては、Ⅲ-3-1 に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p data-bbox="1131 1321 1400 1353">（1）・（2） （略）</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p><u>X-3-2 届出</u></p> <p>取引所取引許可業者の届出については、Ⅲ-3-2（3）に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p><u>X-3-3 業務に関する帳簿書類関係</u></p> <p>業務に関する帳簿書類の作成・保存に関する取扱いについては、Ⅲ-3-3に準ずるものとする。なお、Ⅲ-3-3において「支店」とあるのは、「取引所取引店」と読み替えるものとする。</p> <p>（新設）</p>	<p><u>X-3-1-2 届出</u></p> <p>取引所取引許可業者の届出については、Ⅲ-3-2（3）に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p><u>X-3-1-3 業務に関する帳簿書類関係</u></p> <p>業務に関する帳簿書類の作成・保存に関する取扱いについては、Ⅲ-3-3に準ずるものとする。なお、Ⅲ-3-3において「支店」とあるのは、「取引所取引店」と読み替えるものとする。</p> <p><u>X-3-2 諸手続（電子店頭デリバティブ取引等許可業者）</u></p> <p><u>X-3-2-1 許可</u></p> <p><u>金商法第60条の14第2項において準用する同法第60条の2の規定に基づく許可申請書の取扱い等にあたっては、Ⅲ-3-1に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>（1）許可手続</u></p> <p>① <u>許可申請書の印章</u> 記載上の注意事項にある署名によることができる場合には、代表者が印章を用いる慣習がない場合が該当する。</p> <p>② <u>許可申請書の添付書類</u> イ. <u>住民票の抄本には、次の項目が記載されているものを提出させるものとする。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p><u>a. 住所</u></p> <p><u>b. 氏名</u></p> <p><u>c. 生年月日</u></p> <p><u>ロ. 国内に在留する外国人が提出した在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し及び国内に在留しない外国人が提出した本国の住民票の写し又はこれに準ずる書面（英文等の場合には訳文を添付）は、金商業等府令第 232 条の 5 第 6 号に規定する「これに代わる書面」に該当する。</u></p> <p>③ <u>許可までの間の留意事項等</u></p> <p><u>イ. 許可申請者に対しては、許可されるまでは電子店頭デリバティブ取引等業務を行わないように注意喚起するものとする。</u></p> <p><u>ロ. 許可申請者が金融庁所管の法令にかかわる他の事業を行っており、当該事業に係る行政処分が行われている場合には、その内容について確認するとともに、必要に応じ、ヒアリング等によりその改善措置の状況を確認するものとする。</u></p> <p><u>なお、当該行政処分が法令遵守態勢に係る場合には、Ⅹ－２－２で準用するⅢ－２－１に留意するものとする。</u></p> <p>④ <u>許可申請者への通知</u></p> <p><u>金商法第 60 条の 14 第 1 項の許可を行った場合は、許可通知書を許可申請者に交付するものとする。</u></p> <p>⑤ <u>許可の拒否</u></p> <p><u>イ. 許可を拒否する場合は、拒否の理由及び金融庁長官に対して異議申立てできる旨を記載した許可拒否通知書を許可申請者に交付するものとする。</u></p> <p><u>ロ. 許可拒否通知書には、拒否の理由に該当する金商法第 60 条の 14 第</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p><u>2項において準用する同法第60条の3第1項各号のうちの該当する号又は許可申請書及び添付書類のうち重要な事項についての虚偽の記載のある箇所若しくは重要な事実の記載の欠けている箇所を具体的に明らかにするものとする。</u></p> <p><u>(2) 審査事項</u></p> <p><u>① 法人形態の項目</u></p> <p><u>金商法第60条の14第2項において準用する同法第60条の3第1項第1号イに規定する取締役会設置会社と同種類の法人であるか否かの審査にあたっては、許可申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。</u></p> <p><u>イ. 意思決定機関として、複数の役職員からなる合議機関を設置しているか。</u></p> <p><u>ロ. 意思決定機関の体制は、参加者それぞれの牽制が働き、電子店頭デリバティブ取引等許可業者の経営が特定の役員の意思に左右されることがないように配慮されたものとなっているか。</u></p> <p><u>ハ. 代表者は、複数の役職員による合議等により定めることとされているか。</u></p> <p><u>ニ. 内部管理部門から営業部門等に対し、適切に牽制が働く体制が整備されているか。</u></p> <p><u>ホ. 独立した内部監査部門又は外部監査人等により、監査が有効に行われる体制が整備されているか。</u></p> <p><u>② 体制審査の項目</u></p> <p><u>金商法第60条の14第2項において準用する同法第60条の3第1項第1号ルに規定する、電子店頭デリバティブ取引等業務を適確に遂行する</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p>に足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、許可申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。</p> <p>イ. <u>その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況及び組織体制として、以下の事項に照らし、当該業務を適正に遂行することができるかと認められるか。</u></p> <p>a. <u>経営者及び常務に従事する役員が、その経歴及び能力等に照らして、電子店頭デリバティブ取引等業務を公正かつ的確に遂行することができる十分な資質を有していること。</u></p> <p>b. <u>常勤役職員の中に、金融商品取引法等の関連諸規制や監督指針で示している業務運営の適切性の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、及び電子店頭デリバティブ取引等業務の公正かつ適確な遂行に必要なコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有する者が確保されていること。</u></p> <p>c. <u>電子店頭デリバティブ取引等業務の適確な遂行に必要な人員が適切な部門に配置され、内部管理等の責任者が営業部門から独立して配置されるなど、適正に業務を遂行できる組織体制、人員構成にあること。</u></p> <p>d. <u>電子店頭デリバティブ取引等店（金商法第 60 条の 14 第 2 項において準用する同法第 60 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する電子店頭デリバティブ取引等店をいう。以下同じ。）それぞれに、電子店頭デリバティブ取引等と同種類の取引に係る業務を 1 年以上行っている常勤役職員が複数確保されていること。</u></p> <p>e. <u>電子店頭デリバティブ取引等業務について、次に掲げる体制整備が可能な要員の確保が図られていること。</u></p> <p>i) <u>帳簿書類・報告書等の作成、管理</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p>ii) <u>電算システム管理</u></p> <p>iii) <u>顧客管理</u></p> <p>iv) <u>苦情・トラブル処理</u></p> <p>v) <u>内部監査</u></p> <p>vi) <u>研修</u></p> <p>f. <u>日本における代表者として、監督当局による報告徴求等に対し、電子店頭デリバティブ取引等店や本店と適切に連携を図り、的確に対応できる者が選任されていること。</u></p> <p>ロ. <u>以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は電子店頭デリバティブ取引等業務を行う使用人のうちに、電子店頭デリバティブ取引等業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、電子店頭デリバティブ取引等許可業者の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。</u></p> <p>a. <u>金商法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと。</u></p> <p>b. <u>禁固以上の刑（相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと（特に、刑法第 246 条から第 250 条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪）の罪に問われた場合に留意すること）。</u></p> <p>③ <u>その他</u></p> <p>イ. <u>金商法第 60 条の 14 第 2 項において準用する同法第 60 条の 3 第 1 項第 1 号口の審査にあたっては、本店及び電子店頭デリバティブ取引等店が所在するすべての国において登録等を受けていることを、添付資料や、必要に応じて、海外当局との情報の提供に関する取決めなどを</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p><u>用いて確認するものとする。</u></p> <p><u>ロ. 金商法第 60 条の 14 第 2 項において準用する同法第 60 条の 3 第 1 項第 2 号の審査に当たっては、海外当局への連絡等を通じて、我が国が行う調査協力の要請に応ずる旨の海外当局による保証の実効性を確認するものとする。</u></p> <p><u>X-3-2-2 届出</u></p> <p><u>電子店頭デリバティブ取引等許可業者の届出については、Ⅲ-3-2（3）に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>電子店頭デリバティブ取引等許可業者から金商法第 60 条の 14 第 2 項において準用する同法第 60 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく届出書を受理した場合には、当該電子店頭デリバティブ取引等許可業者に対して、国内における代表者を通じること等による深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第 60 条の 14 第 2 項において準用する同法第 60 条の 11 の規定に基づく報告を求めることを通じて、その内容及び適切性を把握・確認することとする。また、重大・悪質な法令等違反行為があると認められる等の場合には、金商法第 60 条の 14 第 2 項において準用する同法第 60 条の 8 第 1 項に基づく許可の取消しや業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</u></p> <p><u>X-3-2-3 業務に関する帳簿書類関係</u></p> <p><u>業務に関する帳簿書類の作成・保存に関する取扱いについては、Ⅲ-3-3 に準ずるものとする。なお、Ⅲ-3-3 において「支店」とあるのは、「電子店頭デリバティブ取引等店」と読み替えるものとする。</u></p>